

(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業

計画段階環境配慮書
のあらまし



令和6年12月

大阪府

事業の目的

大阪府のバイエリアはEコマースの普及に伴う物流ニーズや府内での工場の建替などに伴う産業用地の需要が高まっており、低未利用地等の利活用や新たな土地の造成などにより、新規に産業・物流用地を創出することで、産業競争力の強化を図ることが求められています。

本事業の実施を想定している場所は阪神高速道路湾岸線のインターチェンジや大阪臨海線に隣接し、関西国際空港へは約15分、大阪市内にも約30分の場所で、交通アクセスに優れ、企業立地の観点において高いポテンシャルを有していることから、「大阪のまちづくりグランドデザイン」により、経済成長を促す産業拠点・集積エリアとして位置づけられています。また、岸和田市の都市計画マスタープランにおいて、広域連携軸や市街地との近接性を活かし、貯木場の遊休水面を活用した新規土地造成により、工業・流通機能の集積に加えて、先端産業・新産業の創出を目指すこととされ、また忠岡町の都市計画マスタープランにおいても、貯木場の利活用や産業基盤を活かした新たな企業誘致等を進め、産業拠点としての価値向上を目指すこととされるなど、地元の岸和田市及び忠岡町より、土地造成により産業・物流用地を創出し、地域振興につなげることが期待されています。

これらの状況を踏まえ、新たな産業・物流用地を創出するため公有水面の埋立てを行います。

事業の概要

名 称	(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業
事業 予 定 者	大阪府
事業 の 種 類	公有水面の埋立て
事業実施想定区域の位置	阪南港 港湾区域内
事業 の 規 模	埋立区域の面積 約50ha (第一種事業に該当) ※埋立ての面積等は詳細検討を行った後に決定します

本事業では複数案の検討として事業の実施場所等が異なる複数案を設定しました。

項 目	A 案	B 案	C 案
場 所	大津川河口周辺で埋立てを実施	現有の貯木場を活用し、埋立てを実施	現有の木材整理場を活用し、埋立てを実施
埋 立 て 面 積	約50ha	約50ha	約50ha
埋立地地盤高さ	O.P. + 5.5m	O.P. + 5.5m	O.P. + 5.5m
現 状 の 護 岸	南東側が既設	周囲が既設護岸	北側、東側が既設護岸
選 定 条 件	<ul style="list-style-type: none"> 交通アクセスの利便性を考え阪神高速道路湾岸線の岸和田北インターチェンジ周辺であること。 阪南港の航路に被らないこと。 阪南港内の本船の回頭水域に被らないこと。 陸域と接している場所であること。 		

注：1. 埋立地地盤高さは現時点での想定であり、今後詳細検討を行った後に決定します。
2. 「O.P.」は、大阪湾最低潮位を示します。



計画段階における環境影響評価について

計画段階配慮事項の選定

本事業の計画段階配慮事項（計画の立案段階において環境保全のために配慮する事項）を「公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」に基づき、事業特性等を考慮して選定しました。

選定した計画段階配慮事項は次表のとおりであり、「水質」、「水底の底質」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」の7項目です。

環境要素の区分		影響要因の区分	土地又は 工作物の存在
			埋立地の存在
水環境	水質	水の汚れ	○
	水底の底質	底質の性状	○
	地下水の水質及び水位	水質、水位	—
土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	—
	地盤	地盤沈下	—
	土壌	土壌汚染	—
動物		重要な種及び注目すべき生息地	○
植物		重要な種及び群落	○
生態系		地域を特徴づける生態系	○
景観		主要な眺望点及び景観資源 並びに主要な眺望景観	○
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○

○：選定した計画段階配慮事項、—：非選定の計画段階配慮事項

環境要素ごとの評価の結果

複数案について相対比較により評価した結果は次表のとおりであり、A案及びC案に比べてB案の方が周辺環境に与える影響は相対的に小さいものと判断されることからB案の採用が適切であると考えます。

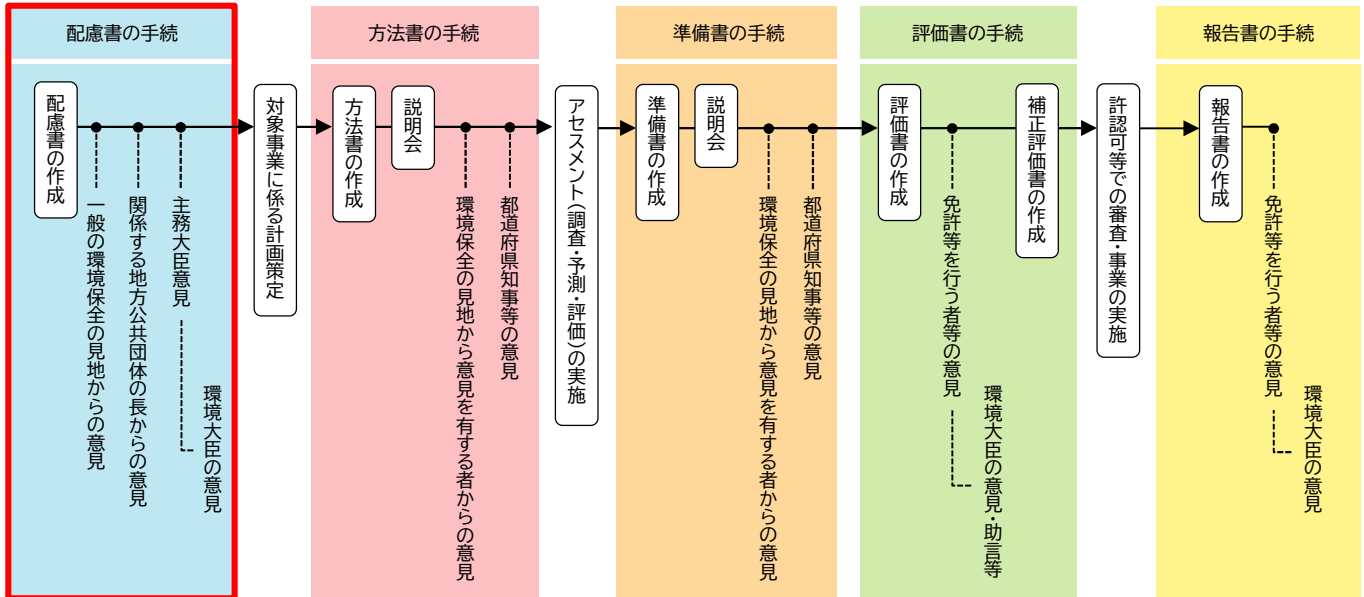
なお、今後の事業計画検討や環境影響評価手続において、周辺環境への影響をできる限り回避・低減するための環境配慮の内容についてさらに検討していくこととし、「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」についても検討していきます。

区分	A 案 (大津川河口周辺の 港湾区域内)	B 案 (木材港地区貯木場内)	C 案 (木材港地区木材整理場 及びその沖合)
水質		影響小	
水底の底質		影響小	
動物		影響小	
植物		影響小	
生態系		影響小	
景観	影響小		
人と自然との触れ合いの活動の場			影響小

影響小：各環境要素に与える影響が他の案に比べて相対的に小さいと考えられる案

環境影響評価の手続

環境影響評価は、対象事業が周辺の自然環境、地域生活環境などに与える影響について、一般の方々や地域の特性をよく知っている住民の方々、地方公共団体などの意見を取り入れながら、下図の流れに沿って事業者自らが調査・予測・評価を行うことをいいます。



「環境アセスメント制度 環境アセスメントガイド」(環境省)より作成

縦覧場所・期間

場 所	縦覧期間	時 間	
大阪府 府政情報センター (大阪府庁本館)	令和6年 12月16日(月)	午前9時～午後5時15分	土曜日、日曜日、 祝日、 12月30日～31日、 1月2日～3日 を除く
大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課		午前9時～午後6時	
大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 事業企画・防災課 臨海開発担当		午前9時～午後5時30分	
泉大津市役所 環境課		午前8時45分～午後5時15分	
忠岡町役場 生活環境課窓口、忠岡町役場 情報閲覧コーナー		午前9時～午後5時30分	
忠岡町文化会館	令和7年 1月22日(水)	水曜日から土曜日:午前9時～午後9時 日曜日:午前10時～午後6時 (12月28日土曜日:午前9時～午後6時)	月曜日、火曜日、 祝日、12月29日、 1月2日～3日 を除く
岸和田市役所 広報広聴課 情報公開コーナー、 岸和田市環境事務所 環境保全課、 岸和田市 山滝支所、岸和田市 東岸和田市民センター、 岸和田市 山直市民センター、岸和田市 春木市民センター、 岸和田市 八木市民センター、岸和田市 桜台市民センター		午前9時～午後5時30分	土曜日、日曜日 祝日、 12月30日～31日、 1月2日～3日 を除く

本事業のホームページ (https://www.pref.osaka.lg.jp/o150010010/osaka_kowan/assess/han_nankohokubu.html) からもご覧いただけます。

環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書を下記のお問い合わせ先へ郵送いただくか、又は大阪府行政オンラインシステム (<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/dca8e685-4211-42c5-94ad-ca2c895791d7/start>) よりご意見をお寄せください。

お問い合わせ先

大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 事業企画・防災課 臨海開発担当
〒595-0055 泉大津市なぎさ町6-1 堺泉北港ポートサービスセンタービル 10階
Tel: 0725-21-1570 Fax: 0725-21-7284

大阪府行政
オンラインシステム

